

# 国民年金「免除・猶予制度」をご存知ですか

国民年金第1号被保険者は毎月の保険料を納めていただく必要があります。  
 経済的な理由などから、どうしても国民年金の保険料を納められないときは、未納のままにしておくとは将来年金を受けられない場合がありますので、免除・猶予制度をご利用ください。



## 申請免除制度

被保険者とその配偶者および世帯主の所得が一定額以下であるなど、保険料の納付が困難な場合は、申請免除制度をご利用ください。申請後、免除が承認されると、その期間は年金の受給資格期間として計算されますが、免除を受けた期間の年金額は、全額納付したときの2分の1～8分の7として計算されます。（令和2年度の保険料は、月16,540円です）

区分	月々の保険料	老齢基礎年金を受給するとき
全額免除	0円	年金額に2分の1が反映
4分の3免除（4分の1納付）	4,140円	年金額に8分の5が反映
半額免除	8,270円	年金額に4分の3が反映
4分の1免除（4分の3納付）	12,410円	年金額に8分の7が反映

※ 1/4免除、半額免除、3/4免除は、免除されていない部分の保険料を納めないと未納扱いになります。

## 納付猶予制度

50歳未満の被保険者とその配偶者の所得が一定額以下の場合は、被保険者が50歳に到達する日の前月までの保険料納付が猶予されます。猶予された期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。保険料納付の免除・猶予申請は、市役所年金係または幡多年金事務所で手続きができますので、お気軽にご相談ください。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内）

# 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間のある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。



ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料に一定の加算が上乘せされます。追納は古い月のものから納付することになりますが、一部免除を受けた期間は納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。また、「法定免除・申請免除」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。追納のお申込みを希望される方や相談については幡多年金事務所にご連絡ください。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内）